



奉仕しよう みんなの人生を豊かにするために

有田2000 ロータリークラブ

No. 978
Club Bulletin

会長 梅本茂喜
幹事 中屋喜臣
クラブ会報委員長 森 誠

ロータリー親睦活動月間

四つのテスト 言行はこれに照らしてから

1. 真実かどうか
2. みんなに公平か
3. 好意と友情を深めるか
4. みんなのためになるかどうか

例会日/毎週水曜日 19:00
事務局・例会場/〒643-0025
有田郡有田川町土生409
吉備インターゴルフセンター
TEL0737-52-8960
FAX0737-22-6800
E-mail: info@arida2000rotary.club
URL: http://arida2000rotary.club/

本日のプログラム

令和4年6月22日(水)第979回

ソング「我等の生業」

会長の時間 幹事報告 委員会報告

ニコニコ箱報告 出席報告

委員会活動報告

次回のプログラム

6月29日 一年を降り返って
7月6日 2022-23年度 初例会
7月13日 委員会活動計画
7月20日 細則による休会

前回の報告(第978例会)

開催日 令和4年6月15日(水)

ソング「手に手つないで」

会長の時間 幹事報告 委員会報告

ニコニコ箱報告 出席報告

卓話: 会員卓話 平松一彦君

●会長の時間●

梅本茂喜君



皆さん今晚は、先週の6月10日は時の記念日と定められています。これは、671年4月25日に天智天皇が「漏刻」と呼ばれる水時計を建造し人々に時刻を知らせたという「日本書紀」の言い伝えに基づき、現在の太陽暦に換算すると6月10日になるため定められたそうです。

さて、江戸時代の時刻は、今の様に何時何分ではなく一日を日の出から日の入りまでと、日の入り

から日の出までに分け、さらに昼と夜それぞれを6つずつの長さに分けていたそうです。今の午前0時が「真夜九つ」それから「夜八つ」「暁(あかつき)七つ」「明(あけ)六つ」のようし、正午が「真昼(まひる)九つ」「昼(ひる)八つ」「暮(く)六つ」となっていました。一つから始まるのではなく九つから始まり四つまで下がるとまた九つに戻るという変則的なものだったようです。

また、十二支をあてはめて時刻を表す事もありました。

午前0時は「子の刻」2時は「丑の刻」よく「草木も眠る丑三つ時」など聞いたことがあると思います。

江戸時代の時刻制度では、日の出と日没を基準にする不定時法で日の出のおよそ30分前は明け六つ、日没およそ30分後を暮六つとして、その間を昼夜それぞれ六等分してそれを一刻としています。また季節により昼や夜の長さは違います。例えば「暮六つ」は昼の長い6月後半には今の19時半過ぎ、昼の短い12月後半には17時すぎくらいになります。このように、季節によって違う時間の進み方を「不定期法」といい、今の様に季節により変わらない時間の進み方を「定時法」と言うそうです。

日本人は時間に正確で几帳面な国民だと言われていますが、昔はおおらかだったようです。明治時代になって、外国と貿易するようになり西洋人の使っていた定時法を使う事により1872年

に不定事法を廃止され、1920年に「時の記念日」が制定されたことにより人々の時間を大切にする気持ちが高まり、今では世界の国々から日本人は時間に正確だと評価されるようになっていきます。

時間を大切に、一日を大切に、今を大切にする事が人生を豊かにするのではないのでしょうか。「今が一番若い」永六輔さんの名言です。まだまだ先の人生があります。今日が行動するには最適な日なのです。

●幹事報告●

幹事 中屋喜臣君
第2460地区

- ・2022年規定審議会『クラブと地区に関連する重要な変更』について
- ・ハイライトよねやま(回覧)
- ・例会変更はホワイトボードに掲示
- ・本日、理事会はありません。
- ・次回の例会は令和4年6月22日の委員会活動報告です。皆さんよろしくお願ひします。



●ニコニコ箱報告●

- 梅本茂喜君：本日の出席ありがとうございます。平松さん本日は卓話宜しくお願いします。
- 平松一彦君：皆様今晚は。恥ながら卓話させていただきます。心を広く持って聞いてやって下さい。
- 森誠君：みなさん こんにちは！本日は平松さんの卓話宜しくお願い致します。
- 中屋喜臣君：皆様、お疲れ様です。本日平松さん卓話よろしくお願ひします。楽しみです。
- 加納恒儀君：本日どうぞよろしくお願ひ致します。
- 下林善信君：平松さん 本日の宜しくお願ひします。



●出席報告●

樋口明君

| | 会員数 | 出席者数 | 出席率 |
|--------|-----|-------|--------|
| 本日の出席 | 15名 | 10名 | 66.66% |
| 7月から平均 | | 12.2名 | 81.6% |

●会員卓話●

平松一彦君



調停

1. 「調停」とは裁判所で争いを解決する手続きの1つです。調停では裁判官と2人以上の調停委員で組織された調停委員会が当事者双方の言い分を聴き、歩み寄りを促し場合には解決案を提示するなどして、当事者の合意によって争いを解決する事を目指します。裁判所で行われますが法律のみとらわれることなく、争いの完情に応じた柔軟な解決を図る事ができる点が特徴です。

裁判所での争いを解決する手続きとしては、他に訴訟があります。訴訟は、一般的には「裁判」とも言われますが、こちらは裁判官が争いのある当事者の言い分、主張書面及びその証拠品等を厳格な手続きにのっとり聴取し調査を行った上で法律に照らして当事者の言い分のうちいずれが正しいかを判定という形でいわば白黒をはっきりさせるものです。

調停は、訴訟ほど手続きが厳格ではないため、誰でも簡単に利用でき解決までも比較的短く済むという利点もあります。また、訴訟や審判と異なり当事者の合意を基本とすることから当事者にとって円満な解決が期待できる。

調停の終了には3パターンあります。

- ・取り下げ…調停を申し立てた本人が調停自体を取り止める。
- ・不調…調停の当事者双方または片方でも歩み寄りの溝がどうしても埋まらないと確信し話し合いがこれ以上続けられないとなった場合(但し、家庭調停の婚姻費用や養育費等は調停では不調でも審判に移行し裁判所の決定が示され訴訟の決定と同じ効力を持つ)

・成立…調停で双方が譲り合って合意すればその結果について調書を作成します。それが調停証書とよびそこに記載された事項(調停条項)は、確定判定と同じ効力が有ります。その内容及び調書への記載方法等は法律技術的に難しい点があるので裁判所の書記官が作成し裁判官である調停主任が中心に調停委員会で確認したのち、裁判官が当事者双方に伝達し確認して調停が成立する。家事

調停でも手続、手順は同じですが、調停が成立した後も、調停で決められたことが守られない時には、当事者の申し出により、その約束を履行するように勧告したり、調停で決められた金銭の支払いを命じたりする制度があります。

2・「調停の種類」

調停には民事調停と家事調停の2種類があります。

①民事調停…名前の示す通り、民事に関する争いを取り扱うもので、主に簡易裁判所で行われます。

(有田は湯浅簡易裁判所)

民事調停で取り扱う
紛争の例としては

- ・ 金銭の貸借
- ・ 離婚
- ・ 慰謝料
- ・ 婚姻費用 (増減含む)
- ・ 養育費 (増減含む)
- ・ 親権の変更
- ・ 相続 (遺産分割など) 等々

今夫婦関係調停、離婚に共う財産分与 (特に負の財産 例えば ローン等) 子の監護をめぐる紛争 (養育費や面接交流など遺産分割等の複雑困難な案が多数申し立てられています。

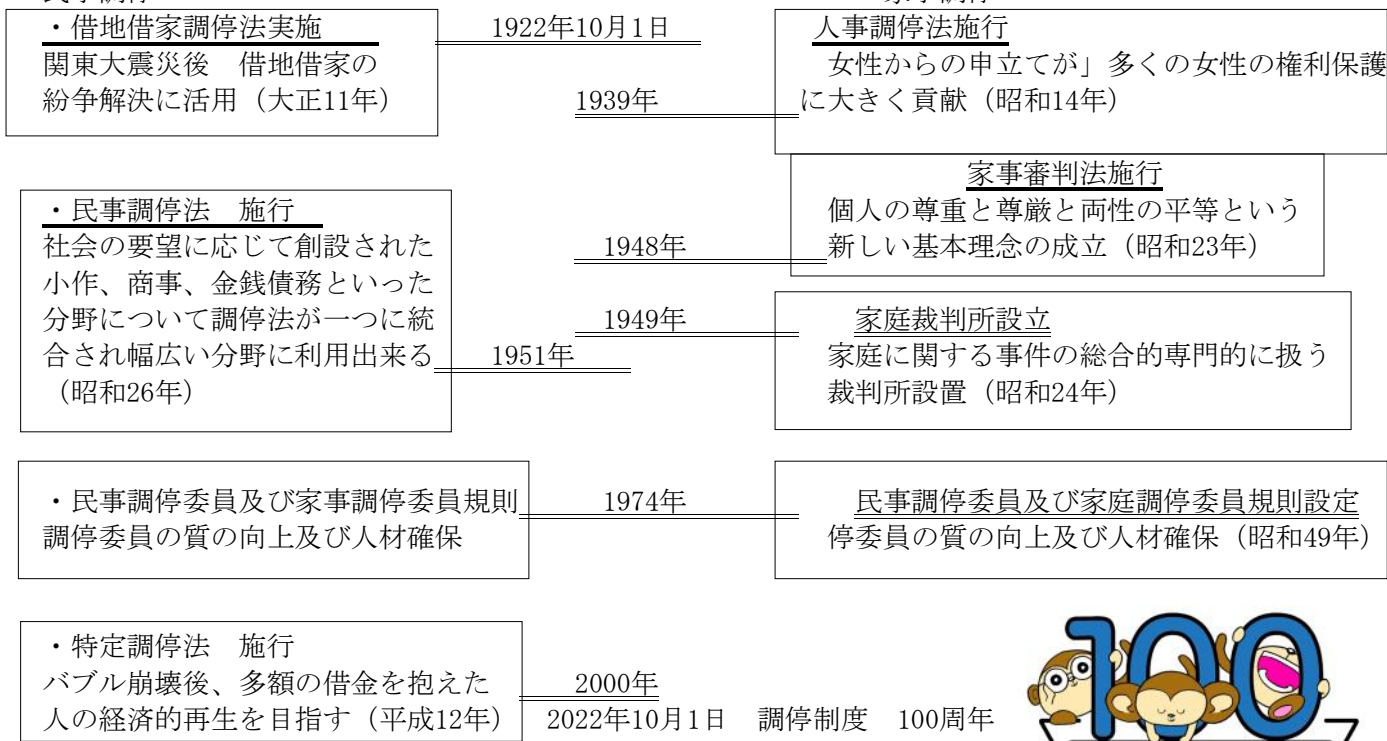
中でも夫婦間の紛争や子の監護をめぐる紛争においてはその争いでストレス等による精神的疾患や被害者感情をかかえる当事者も多く、会話だけでなく、言葉遣いや言葉選びにも細心の注意が必要とされる案件、その背景にDV (ドメスティック・バイオレンス) や児童虐待などの深刻な問題が潜んでいる場合があります、当事者間の紛争の背後にある事情を汲み取れるような広い視野と柔軟な考え方が求められています。

3・「調停の歴史」

令和4年10月1日に調停制度が発足して100周年を迎えます。

民事調停

家事調停



4・「調停事件の特徴」

手続きが簡単

申立てをするのに特別の法律知識は必要ありません。申立てとその記入方法を説明したものが裁判所の窓口に着いておきますので、それを利用して申立てすることが出来ます。もし解らない所がある場合は窓口で相談すれば事務官が教えてくれます。直接提出しても郵送してもかまいません。

円満な解決が出来る

双方が納得するまで話し合うことが基本なので実情に合った解決が望める

但し、裁判とは違うので、相手が出てきてくれないと、話し合いが出来なく、また強制的に頭を求めることが出来ないで、不調となります。

費用が安い

裁判所に納める手数料は、訴訟に比べて安くなっています。例えば10万の支払いを求める手数料なら500円 100万円で5,000円 500万で15,000円 1000万で25,000円となっています。

但しこの他に相手や申立人への郵送料として1,000～2,000円程度の切手代が必要となります。

秘密が守られる

訴訟は公開が原則であり誰でも傍聴することが出来ますが、同じ裁判所で行なわれる調停は非公開の席で行う。他人から知られたくない場合にも安心して事情を話すことが出来ます。但し相手の隠したい事案も知る可能性があるため、話し合いの録音や噂として外部へ流失する事は出来ません。

早く解決できる

調停ではポイントを絞った話し合いをします。解決までの時間は比較的短くすみます。通常の場合申し立てがなされてから2.3回調停の場がもうけられ約3か月程度で成立等がなされ事件の終了となるのが大半です。

5・「調停の手順」

申し立て…調停が開催されるためには、まず調停の申し立てをしなければなりません。ですから調停制度を利用してもらい易くするため申し立ての用紙を窓口で備え付けその書き方を事務官が丁寧に説明をします。

また、簡単な記入例も準備しており、持ち帰り郵送することも可能です。

「調停委員会の発足」

調停が申し立てられると裁判所は、調停主任となる裁判官とその事務手続担当の書記官が、任命されその後事件の内容等を考慮して適任と思われる調停委員を2名指します。この指定によって「調停委員会」が構成されています。

「調停期日の決定」

調停委員会が構成されると、調停の申し立て人と相手方から事件の内容や争点などの詳細な事情の聴取と問題解決を計るための調停の開催日（調停期日）を裁判所の都合や調停委員会メンバーのスケジュールを調整した上で決定します。

そこで、第1回目の調停が開催されます。

調停委員とは、調停に一般市民の良識を反映させるため、裁判所によって選任された裁判所の非常勤職員です。具体的には、原則として40歳以上70歳未満の人で、弁護士、医師、大学教授、公認会計士、不動産鑑定士、建築士などの専門家や、そのほか地域社会に密着して幅広く活動してきた人などが選任されます。



そのお悩み、裁判所の **調停** で解決しませんか？

| | |
|----------------|-------------------------|
| 民事調停 | 家事調停 |
| 貸したお金を返してもらいたい | 離婚したいけれど冷静に話し合えない |
| 交通事故にあった | 養育費をもらいたいけれど直接交渉するのは難しい |
| お隣の騒音で困っている | 遺産相続についてきょうだいでもめている |

などなど…

調停とは、裁判所がお互いの言い分を聴いて、話し合いによって問題の解決を図る手続です。

01. 手続が簡単
02. 費用が安い
03. 判決と同じ効果
04. 秘密が守られる

オオミミアイ
メカネアイ
ハナシアイ

●閉館点鐘●
梅本会長